

平成18年11月22日

国土交通省

「国土交通省地域活性化戦略」について

国土交通省では、事務次官を議長とする「国土交通省地域活性化戦略会議」を設置し、地域の活力の向上に向けた具体的方策について全省的な検討を行ってきたところですが、同会議において「国土交通省地域活性化戦略」が別紙のとおり取りまとめられましたのでご報告いたします。

同戦略においては、新たに、地域ブロックの自立と連携の促進による地域活性化のための民間プロジェクト中心（民主導）の地域戦略プロジェクトや、生活圏レベルでの地域活性化のための地域公共交通の活性化・再生に関する取組を、それぞれ総合的に支援する制度を創設することとするなど、知恵と工夫にあふれた地域の実現に向け、自ら考え、前向きに取り組むやる気のある地域を後押しする各種支援策を盛り込んだところです。

国土交通省としては、今後とも、これらの関係施策を総動員して地域の自立と競争力強化に取り組んでまいります。

* 問い合わせ先

総合政策局政策課 課長補佐 久保田(内24-232)

課長補佐 田 口(内24-242)

TEL 03(5253)8111(代表)

国土交通省地域活性化戦略（骨子）

1. 地域の自立的発展を可能とする国土構造への転換

（地域ブロックの自立促進による地域活性化）

- 1 国土形成計画、なakanずく広域地方計画の策定の推進
 - ・国、自治体、民間の協働による地域ブロック単位の広域地方計画の策定推進
 - 2 地域ブロック自立・活性化戦略プロジェクトの推進
 - ・民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設
- #### 広域的な成長基盤インフラの整備
- ・アジアのゲートウェイとなる港湾の機能強化
 - ・羽田再拡張事業等による地方空港路線の便数増を通じた利便性の向上
 - ・空港・港湾へのアクセス道路・鉄道の整備
 - ・地域間連携・交流を強化する高規格の道路ネットワークの整備
 - ・整備新幹線の着実な整備推進

2. 「地域」と「民」が主役の自主的な地域づくりの総合的支援

（生活圏レベルでの地域活性化）

〔まちづくり〕

全国各地域におけるにぎわいの創出・都市再生の推進

- ・まちづくり交付金の活用
- ・中心市街地の再生
- ・民間都市開発への支援
- ・密集市街地対策の強化
- ・交流拠点の整備による地域振興
- ・高速道路のスマートインターチェンジの整備促進
- ・二地域居住等の促進

地域の活力を支える交通施策

- ・都市・地域における総合交通戦略の推進
- ・地域公共交通に関する事業の総合的な支援
- ・都市鉄道ネットワークの充実
- ・地域交通の確保・活性化

美しい地域づくりの推進

- ・景観法の活用による良好な景観形成の推進
- ・日本風景街道の推進
- ・無電柱化の推進
- ・美しい水辺の再生

本格的な少子高齢化社会の到来に対応した地域づくり・住まいづくり

- ・高齢者や新婚・子育て世帯等にやさしい住まいづくり
- ・地域住宅交付金の活用

〔担い手づくり〕

地域住民等との協働による地域づくり

- ・居住環境の維持・向上のための地域住民による地域の維持・管理
- ・多様な主体の参画による道路・沿道空間の整備・利活用
- ・住民やNPO等の担い手が参画したまちづくりの促進
- ・地域における不動産証券化を担う人材の育成

地域づくりを支える産業の活力の回復

- ・建設業の新分野進出等による経営基盤の強化の促進
- ・物流業者の3PL事業への進出支援

〔モノの流れ〕

都市内物流の効率化

- ・都市内物流トータルプランの策定

3. 地域の交流人口拡大に向けた観光立国の推進

（アジア等の成長・活力の取り込みによる地域活性化）

魅力ある観光地づくり

- ・観光ルネサンス事業の活用
- ・観光地づくりを担う人材の育成
- ・観光地へのアクセスの強化

外国人観光客の訪日促進

- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化
- ・外国人観光客の受入環境の整備

ツーリズムの活性化

- ・地域独自の魅力を活かした「ニューツーリズム」の創出・流通の促進

4. 地域活性化のための条件整備

（地域ブロックの自立・生活圏レベルでの地域活性化に共通する条件整備）

災害に強い地域づくり

- ・ハード・ソフト一体の災害対策の推進

生活基盤の充実

- ・地域における快適な生活環境のためのインフラ整備
- ・豊かな住生活実現のための良質な住宅ストックの形成
- ・総合的なバリアフリー施策の推進

条件不利地域の振興

- ・離島地域、半島地域、豪雪地帯等の条件不利地域の自立的発展の支援

地域づくりの基礎条件の整備

- ・地理空間情報の活用の推進
- ・地籍整備の推進

頑張る地域ブロックの自立・活性化戦略の推進について

(民主導の戦略プロジェクトを総合的に支援する仕組みの構築)

国土形成計画に沿って、一極一軸型から地域ブロックの自立・連携型の国土構造に転換

- ・人口、経済力等で欧州一國に匹敵し東アジア等との直接の交流を深めつつある地域ブロックの自立・活性化を促進
- ・民間プロジェクト中心の地域ブロック自立・活性化戦略を立案し、その展開に不可欠な基幹的公共施設を集中的に整備
- ・地域ブロックレベル、草の根レベルの取組みを同時に推進し、地域間格差の是正に寄与

具体的政策

地域ブロック自立・活性化戦略計画、プロジェクトを通じて自立・活性化を後押し

経済面、雇用面、生活面等に高い事業効果を及ぼす民主導の地域戦略プロジェクト

アジア・ゲートウェイの形成に向けた生産・物流機能強化プロジェクト

観光立国推進に向けた観光活性化プロジェクト

地方都市再生プロジェクト(拠点再開発(国際会議場等)、交通基盤整備等)

都市・農村交流促進プロジェクト(地方定住拠点整備、交流基盤整備等)

地場産品活性化プロジェクト(地場産品の輸出・移出マーケティング、物流基盤整備等)

地域ブロック自立・活性化戦略プロジェクトの総合支援

民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設等

都市機能の強化・高度化による地方都市の再生

民間による地方都市の再生プロジェクトの資金調達の円滑化、都市計画手続きの円滑化
まちづくり交付金の活用による都市整備の推進等

都市と農山漁村間など地域間の交流・連携の促進

地方の空き家の提供、二地域居住の促進等

新たな公による地域づくり支援(住民、NPO、地域企業など多様な主体の参加と連携)

沿道住民等が参画した多様な道路・沿道空間の整備・利活用等

スキーム

地域ブロック自立・活性化戦略計画

官民一体で作成



都道府県 ↔ 民間企業等
民間からの提案制度



国土形成計画

広域地方計画協議会

*広域ブロック毎に都府県、経済団体、各省の地方行政機関等で構成。

地域の公共交通の活性化・再生の必要性

地域活性化

まちづくり、観光振興

ユニバーサル社会の実現

環境・安全問題への対応

スキーム概要

1. 地域公共交通活性化・再生計画

基本方針 (国のガイドライン)

市町村

交通事業者

地域の協議会

道路管理者

地域住民

等



地域公共交通活性化・再生計画

- ・LRT、BRT等の整備
- ・乗継円滑化
- ・地方鉄道の活性化 等

国が法律上の特例措置、予算等により総合的に支援

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

(例) ガイドウェイバス、IMTS(インテリジェント マルチモード トランジット システム)、DMV(デュアル モード ビークル) 等

国土交通省地域活性化戦略

平成18年11月22日
国土交通省地域活性化戦略会議

地域の活力は我が国の活力の源泉であり、地域の活力なくして国の活力はなく、知恵と工夫にあふれた地域の実現に向け、自ら考え、前向きに取り組むやる気のある地域を後押しし、地域の活性化を図ることは、国政の喫緊の課題である。また、内閣においても、各種の地域活性化策に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るための体制を整備し、政府一体となって推進することとなっているところである。

このような状況を踏まえ、国土政策、社会資本整備、交通施策等の地域に密着した行政分野を幅広く担う国土交通省としては、以下の基本的認識のもと、関係する施策を総動員して、地域の活性化に向けて取り組んでいく。

基本的認識

現在、国土交通省では、人口減少・少子高齢化、東アジアの急速な経済成長等という時代の大きな変化を踏まえ、新たな国土形成計画の策定作業を進めている。同計画では、新しい国土像として、一極一軸型の国土構造から地域ブロックの自立型の国土構造への転換を図ることとしている。具体的には、欧州一国並みの人口・経済規模を有し、アジア地域等との直接の連携を深めつつある各地域ブロックが、それぞれの地域資源を活かした特色ある地域戦略を描き、東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成し発展するとともに、地域ブロック内では、各地域が固有の文化・伝統・自然条件等に根ざした多様な地域特性を発揮し魅力あふれる生活圏域を形成することを目指していく。

地域の活性化の推進に当たっては、このような今後の国土構造構築の方向性を踏まえ、地域ブロックの自立・発展に向けて、民間プロジェクトを中心としたブロックの地域戦略を総合的に支援していくとともに、知恵と工夫の競争のための基盤も整備していくことが必要である。併せて、ブロック内の生活圏、草の根レベルにおいても、民の発意等に基づき独自の地域資源を活用しながら自立を図ろうとする取組を支援していくことが必要である。

また、アジア地域の経済成長が著しく、同地域等との直接の交流機会が増大している今日、同地域の旅行需要の取込みによる国際交流の拡大等の観光立国の推進は、交流人口の増加、産業や雇用の創出など地域活性化に大きく寄与するものである。

このほか、地震、豪雨、津波・高潮等自然災害に対し脆弱な我が国における災害に強い安全・安心な国土づくり、生活基盤の充実による暮らしやすい地域の実現、離島・半島・豪雪地帯等の地理的・自然的条件等による不利性は正の観点からのこれら地域への後押し等の取組は、地域の自立的な発展のための条件整備として地域活性化推進の大前提である。

地域活性化を実現するための主な施策

1. 地域の自立的発展を可能とする国土構造への転換

(地域ブロックの自立促進による地域活性化)

- 1 国土形成計画、なかんずく広域地方計画の策定の推進

・国、自治体、民間の協働による地域ブロック単位の広域地方計画の策定推進

地域ブロック自立型の国土構造を目指す国土形成計画(全国計画)の策定(平成19年中頃)を受け、広域地方計画協議会を通じ、国と地方が連携・協力しつつ、広域地方計画を策定する(平成20年中頃)。

- 2 地域ブロック自立・活性化戦略プロジェクトの推進

・民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設

地域の発意に基づき民間プロジェクト中心(民主導)の広域的な地域戦略プロジェクトを推進するための総合的な支援制度を創設する。

また、民間による地方都市の再生プロジェクトの資金調達の円滑化を図るなど、都市機能の強化・高度化による地方都市の再生を推進する。

広域的な成長基盤インフラの整備

・アジアのゲートウェイとなる港湾の機能強化

中枢・中核国際港湾の整備、港湾におけるロジスティクス機能の強化、多目的国際ターミナルや循環資源物流拠点等の整備により、アジアのゲートウェイとなる港湾の機能の強化を図る。

・羽田再拡張事業等による地方空港路線の便数増を通じた利便性の向上

羽田空港において新たに4本目の滑走路の整備を行うなど、発着容量の制約の解消により地方空港路線の拡充を図る。

・空港・港湾へのアクセス道路・鉄道の整備

高規格幹線道路等のIC等から拠点的な空港・港湾への10分アクセス率（平成17年度：66%）を欧米並みの水準（約9割）とするため、アクセス道路等の整備を重点的・効率的に推進する。また、都心部と成田空港との間の所要時間を30分台にすることを目指すなど、空港へのアクセス鉄道の整備を推進するとともに、東アジアへのSea&Railサービス促進のための鉄道貨物輸送力増強事業を推進する。

・地域間連携・交流を強化する高規格の道路ネットワークの整備

地域間連携・交流を強化するため、医療サービスを広域的に共有するとともに、渋滞を解消し、地域の骨格を形成する高規格幹線道路、地域高規格道路及びこれらへのアクセス道路、環状道路等の整備を重点的・効率的に推進する。

・整備新幹線の着実な整備推進

国土の骨格を形成する高速交通機関の整備のため、地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域開発や経済活性化等に大きな効果をもたらす整備新幹線について、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、着実に整備を推進する。

2. 「地域」と「民」が主役の自主的な地域づくりの総合的支援 （生活圏レベルでの地域活性化）

〔まちづくり〕

全国各地におけるにぎわいの創出・都市再生の推進

・まちづくり交付金の活用

地方公共団体の自主性と裁量に基づき幅広い事業に活用が可能なまちづくり交付金により、地域特性を活かした創意工夫のある地域の取組を支援し、全国の都市再生を推進する。また、地場産品の開発・研究や需要拡大に向けた情報発信等のための施設整備への支援を強化する。

・中心市街地の再生

都市計画規制の活用により都市機能の無秩序な拡散を抑制し、適切な立地誘導を図るとともに、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、基本計画の内閣総理大臣による認定を受けた地区について、都市機能の街なか立地、空きビルの再生や街なか居住の推進などの中心市街地活性化の取組について重点的に支援を行う。

・民間都市開発への支援

都市再生特別措置法に基づく民間都市開発事業に対する金融支援・税制特例による戦略的・重点的な支援を実施することにより、良好な都市空間の創

造、地域経済の成長等を推進する。

- ・密集市街地対策の強化

密集市街地のリノベーションを推進するため、道路・公園等の基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に推進する制度の拡充を行うとともに、受け皿住宅の整備に資する容積率の移転を可能とすることで建替えを促進し、大規模地震時の人的・経済的損失の軽減を図る。

- ・交流拠点の整備による地域振興

「道の駅」の整備、「みなとオアシス」認定制度や「海の駅」の全国展開、空港核都市（エアポートタウン）づくりを推進することにより、交流の促進に伴うにぎわいの創出を図るとともに、周辺の自然や歴史、文化等のスポットを回遊する拠点として地域の面的な観光振興を支援する。

- ・高速道路のスマートインターチェンジの整備促進

高速道路の利便性の向上による地域の活性化、地域生活の充実等を図るため、地元地方公共団体の発意による SA・PA 接続型のスマートインターチェンジを本格的に導入し、その整備を促進する。

- ・二地域居住等の促進

「二地域居住」や地域への継続的な訪問の促進により都市住民等との交流・活動やその経験・ノウハウの活用を通じた地域の活性化を図るため、都市住民等と地域を仲介する仕組みを構築する。また、情報通信手段を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を提供するテレワークを推進する。

地域の活力を支える交通施策

- ・都市・地域における総合交通戦略の推進

地方公共団体や公共交通事業者等、関係者が一丸となった「都市・地域総合交通戦略」（仮称）の策定を促進するとともに、同戦略に基づき行われる LRT や BRT 等の公共交通導入促進・利用促進、交通結節点の改善、自転車・歩行者環境整備、モビリティマネジメント活動等の取組を総合的に支援する。また、公設民営の考え方により、まちづくりとして行われる公共交通に関する事業に係る地方公共団体への支援を拡充する。

- ・地域公共交通に関する事業の総合的な支援

地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な検討、合意形成を行い、合意した内容を確実に実施する取組に対して、国が総合的に支援を行うような仕組みづくり、鉄道事業、道路運送事業等の複数の事業形態に該当し、一貫した輸送サービスとして扱うべき新たな輸送形態の導入促進のための環境整備を行う。また、地域公共交通活性化・再生のための技術的助言を行うとともに、情報提供の充実・強化を図るための仕組みを構築す

る。

- ・都市鉄道ネットワークの充実

都市部において必要な鉄道新線の整備を引き続き進めていくほか、既存ストックを有効活用し、連絡線等の整備による速達性の向上や、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進すること等により、都市鉄道ネットワークの充実を図る。

- ・地域交通の確保・活性化

鉄道事業者や地方公共団体、住民等により策定された地方鉄道再生計画やLRT整備計画に基づく取組の支援、DMVの実用化・普及に向けた支援等を行う。また、バスの利便性を向上させることにより地域交通を確保するため、オムニバスタウンの整備やコミュニティバス・プティバスの普及等を支援する。

美しい地域づくりの推進

- ・景観法の活用による良好な景観形成の推進

地域の景観上重要な建造物等の保全活用を中心とした取組を支援することにより、交流人口の拡大に向けた景観法の活用による良好な景観形成を推進する。

- ・日本風景街道の推進

官民の「対話と協働」のもと、全国各地に美しい風景を広げながら地域のコミュニティの再生を図るとともに、景観、自然、歴史、文化など地域資源や個性を活かした多様で質の高い風景を形成する運動を継続的に実施し、国民運動にまで展開することを目指す「日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）」を推進する。

- ・無電柱化の推進

主要都市における「まちの顔」となる道路、歴史的街並みを保存すべき地区などにおける都市景観の向上等を図るため、電線類の地中化を推進する。

- ・美しい水辺の再生

地元住民や自治体等の連携により、貴重な水と緑の空間を確保し、地域社会に潤いをもたらすため、水辺環境の再生、河川や湖沼・内湾等の水質改善を図るとともに、自然豊かで良好な水辺空間を体感できる川づくり、下水再生水などを活用した都市内水路の保全・創出等を積極的に実施する。

本格的な少子高齢化社会の到来に対応した地域づくり・住まいづくり

- ・高齢者や新婚・子育て世帯等にやさしい住まいづくり

住宅のバリアフリー化、高齢者と子ども世帯の同居・近居、子育てに適した住宅・居住環境の整備など、地方公共団体の自主性と創意工夫による住ま

いづくりの取組を推進する。

- ・地域住宅交付金の活用

地方公共団体の自主性と創意工夫による公的賃貸住宅等の整備や面的な居住環境整備等を総合的・計画的に推進し、地域における住生活の質の向上を図る。特に、定住対策、地域材利用の促進などの取組を支援し、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進する。

〔担い手づくり〕

地域住民等との協働による地域づくり

- ・居住環境の維持・向上のための地域住民による地域の維持・管理

ニュータウン等の地域における居住環境の維持・向上を図るため、地域住民が主体的に地域を維持・管理するための仕組みを構築する。

- ・多様な主体の参画による道路・沿道空間の整備・利活用

地域のニーズに的確に対応した道路管理を推進するため、沿道住民など様々な主体が参画して多様な道路・沿道空間の整備・利活用を行う制度を構築する。

- ・住民やNPO等の担い手が参画したまちづくりの促進

地域の担い手が参画する協議会をまちづくり交付金の計画の区域において創設し、意見を聴くことができることとするとともに、地域の住民、企業等の資金を活用し、地域特性を活かしたまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対する支援を行う。

- ・地域における不動産証券化を担う人材の育成

地域における不動産証券化を担う人材育成の支援や証券化に係るノウハウの蓄積を行い、地方不動産証券化市場の裾野の拡大を図る。

地域づくりを支える産業の活力の回復

- ・建設業の新分野進出等による経営基盤の強化の促進

地域の中小・中堅建設業の経営基盤の強化を促進するため、地域産業の活性化や公共施設の維持管理等地域のニーズに対する新分野進出の先導的取組の支援・普及を図るとともに、新分野進出に関する情報提供等を1ヶ所でまとめて受けられる、都道府県ごとのワンストップサービスセンターの運営を支援する。

- ・物流業者の3PL事業への進出支援

荷主から物流を一貫して請け負う高品質のサービスを行う3PL事業について、業務契約内容の明確化や環境配慮の促進に向けたガイドラインの策定・普及を図るとともに、交通インフラ周辺に高度なロジスティクス機能を有する物流拠点の設置を促進することにより、同事業への進出を支援する。

〔モノの流れ〕

都市内物流の効率化

- ・都市内物流トータルプランの策定

共同配送の導入、共同荷さばき場の整備等を通じ、戦略的に都市内の物流を円滑化するための支援施策のメニューを体系的にまとめた「都市内物流トータルプラン」(仮称)を策定して各地域の関係者に提示し、協議会の設立等を通じた地域ぐるみの取組を集中的に支援する。

3. 地域の交流人口拡大に向けた観光立国の推進

(アジア等の成長・活力の取り込みによる地域活性化)

魅力ある観光地づくり

- ・観光ルネサンス事業の活用

訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の増進を図るため、離島を含めて地域の観光資源の活用調査を行い、また、民間のアイデア・活力を積極的に活用したやる気のある地域の外国人旅行者の受入環境の整備や人材育成等の取組に対して集中的に支援する。

- ・観光地づくりを担う人材の育成

地域の取組を企画、演出し、必要な調整、合意形成を図り、具体的に集客効果を地域に還元する「観光地域プロデューサー」の育成と普及促進を支援し、魅力ある観光地づくりと地域の経済・雇用の活性化を促進する。

- ・観光地へのアクセスの強化

魅力ある観光地づくりに資するため、国内観光地へのアクセスを強化する道路等の整備を強力に促進する。

外国人観光客の訪日促進

- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化

訪日外国人観光客を2010年までに1,000万人にするという目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を官民一体で推進する。

- ・外国人観光客の受入環境の整備

地域限定の独自の通訳案内士試験の導入を促進することにより、外国人観光客に地域固有の観光の魅力を伝える通訳ガイドの育成、確保を図るとともに、案内標識等の観光情報提供手段の効果的連携に向けた総合的なシステム

構築など、外国人観光客の受入環境整備を推進する。

ツーリズムの活性化

- ・地域独自の魅力を活かした「ニューツーリズム」の創出・流通の促進

長期滞在型観光、文化観光、産業観光等の地域独自の魅力を活かした多品種・小ロット・高付加価値型の「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援する。

4. 地域活性化のための条件整備

(地域ブロックの自立・生活圏レベルでの地域活性化に共通する条件整備)

災害に強い地域づくり

- ・ハード・ソフト一体の災害対策の推進

ハード対策として、従来の連続堤防による河川改修に加え、土地利用状況等に応じ、氾濫した場合でも地域全体で被害を最小化する対策及び近年頻発する都市型水害から都市機能等を守るための対策を実施する。併せて、水防活動の充実強化、受け手の立場にたった防災情報の改善、ハザードマップ整備、土砂災害危険区域の指定等の支援等のソフト対策を推進する。

また、津波・高潮のハード対策として、従来の海岸保全施設の整備に加え、ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等の地域において、海岸堤防等の耐震対策、老朽化対策等を実施するとともに、津波・高潮ハザードマップ整備、津波情報提供施設の設置の支援等のソフト対策を推進するほか、地震対策として道路橋の耐震補強等を推進するなど、ハード・ソフト一体の災害対策を推進する。

生活基盤の充実

- ・地域における快適な生活環境のためのインフラ整備

普及が遅れている地域の人口が集中している地区等での重点的な下水道の整備、観光振興や広域的なレクリエーションの拠点となる地域の個性を生かした都市公園や水辺空間の整備、生活道路における交通安全事業の実施や無電柱化・緑化等によるくらしのみちゾーンの形成等を推進し、生活環境の質の向上を図る。

- ・豊かな住生活実現のための良質な住宅ストックの形成

地域における豊かな住生活を実現するため、耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、循環利用していくことを促進する。

- ・総合的なバリアフリー施策の推進

本格的な少子高齢社会が到来し、人口が減少に転じる中、高齢者・障害者等をはじめ誰もが安全で快適に生活できるよう、公共交通機関、歩行空間及び建築物等を通じてより一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

条件不利地域の振興

離島地域、半島地域、豪雪地帯といった地理的制約のため条件が不利な地域において、地方公共団体の計画に基づく基盤整備や生活交通の確保等の取組を重点的に支援することにより、その基礎条件の改善及び地理的・自然的特性に即した地域の自立的発展を図る。

地域づくりの基礎条件の整備

- ・地理空間情報の活用の推進

官民が共通して位置の基準として用いることができる白地図等（基盤地図情報）統計や土地利用等を地図化したデータ、住所データ等を整備し、インターネット上で提供するとともに、地域の多様な主体が、当該白地図等を利用して観光資源等の地域活性化に役立つ情報を低コストでわかりやすく発信できるように、必要な技術支援や、地域の魅力を発見し、発信できる人材の育成等、地理空間情報の活用を推進する。

- ・地籍整備の推進

都市の中心部にあつて土地境界を明らかにすることにより高度な土地利用が見込まれる地域を対象に、地籍明確化のための基礎的情報の整備を推進する。